

震災対策計画編

第2章 震災予防計画

目 次

| | |
|---------------------------------|-----|
| 第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備..... | 289 |
| 第1 対策に携わる組織の整備..... | 289 |
| 第2 相互応援体制の整備..... | 290 |
| 第3 防災組織等の活動体制の整備..... | 291 |
| 第4 情報通信ネットワークの整備..... | 291 |
| 第2節 地震に強いまちづくり..... | 292 |
| 第1 防災まちづくりの推進..... | 292 |
| 第2 建築物の不燃化・耐震化の推進..... | 295 |
| 第3 土木施設の耐震化の推進..... | 297 |
| 第4 ライフライン施設の耐震化の推進..... | 300 |
| 第5 地盤災害防止対策の推進..... | 303 |
| 第6 危険物等施設の安全確保..... | 305 |
| 第3節 地震被害軽減への備え..... | 308 |
| 第1 緊急輸送への備え..... | 308 |
| 第2 消防活動、救助・救急活動への備え..... | 309 |
| 第3 医療救護活動への備え..... | 312 |
| 第4 被災者支援のための備え..... | 314 |
| 第5 災害時要援護者安全確保のための備え..... | 317 |
| 第4節 防災教育・訓練..... | 322 |
| 第1 防災教育..... | 322 |
| 第2 防災訓練..... | 323 |
| 第3 災害に関する調査研究..... | 325 |

第2章 震災予防計画

第1節 震災対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

第1 対策に携わる組織の整備

関係機関

各課共通

1 計画の方針

震災対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は、防災体制を整備し、また防災関係機関との連携を強化していくものとする。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を積極的に図っていくものとする。

2 活動体系の全体像

市は、災対法第16条に基づき、笠間市防災会議を設置し、地域の災害特性及び地域特性に対応した市地域防災計画及び地震災害の特色を考慮した震災対策計画を作成し、対策推進を行う。

3 市の活動体制の整備

市は、日頃より積極的に地震防災対策を推進するとともに、災害時において円滑に応急対策を実施するため、職員に対し各部において日常業務とは異なる震災時の担当業務やその実施体制、さらには必要な知識や心構えなど、次の事項について、研修会等を通じ周知徹底を図る。この際、業務継続計画（B C P）を策定するなど、災害応急対策等の実施に必要となる庁舎の代替施設の確保や、重要データの保全等に万全を期するものとする。

- (1) 災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
- (2) 災害時における体制（動員体制等）
- (3) 地域防災計画の内容
- (4) 県の地震被害想定調査の結果
- (5) 地震に関する基礎知識

各部においては、震災応急対策に関する活動要領（マニュアル）等を作成し、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう整備を図るとともに、災害時に他部とも円滑に連携が図れるよう、日常より情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど各部間の連携体制を整備しておくものとする。また、震災時には、十分な人員の確保ができない場合も想定されるため関係業界等との協力体制の強化を推進するものとする。

第2 相互応援体制の整備

| |
|------|
| 関係機関 |
| 総務部 |

1 計画の方針

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市は、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

2 相互応援

(1) 協定の締結

大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む）には、本市だけで全ての対策を行うことは困難であり、また隣接する市町村は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、隣接する市町村のみならず、広域的な地方公共団体間の相互応援体制を確立しておくことが今後一層重要である。

市は、本市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時（その後の復旧・復興対策を含む）の応援要請を想定し、災対法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

また、消防組織法第39条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」、隣接する県の市町村と行う「消防相互応援協定」を締結している。

(2) 応援要請体制の整備

市は、災害時（その後の復旧・復興対策を含む）の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手続、情報伝達方法、派遣職員の編成基準等応援体制についてのマニュアルや資機材の整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

(3) 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他市町村からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルや資機材の整備を推進するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

3 県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の県、国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請の窓口の明確化やその手續、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

4 公共的団体等との協力体制の確立

市は、その区域内又は所掌事務に關係する公共的団体に対して、震災時において応急対策等についてその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておくものとする。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図るものとする。

第3 防災組織等の活動体制の整備

風水害等対策計画編2第1章第13節「防災組織等の活動体制整備計画」を準用する。

第4 情報通信ネットワークの整備

| |
|------|
| 関係機関 |
| 各課共通 |

震災時、正確な情報を迅速、的確に収集し、伝達するため通信施設等の整備に努めるものとする。なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編2第1章第8節「情報通信設備等の整備計画」の定めによるものとする。

1 通信連絡体制の整備

震災時には、施設の被害又は市内外からの急激な通話量の増大等により、電話による連絡に不備が生じることが予想される。また、災害時の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、次のような耐震化対策の推進を図るものとする。

(1) バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

(2) 非常用電源の確保

地震時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図るものとする。

(3) 耐震化、免震化

通信設備全体に関して、強い地震動に耐えられるような耐震措置を行うとともに、特に重要な設備に対しては免震措置を施すものとする。

2 市における通信機器(システム)の整備

市は、住民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、多様な情報伝達手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう通信機器等の整備に努めるものとする。

(1) 市防災行政無線

市内全域に配備した市防災行政無線を活用し、災害発生時の迅速な情報伝達を行う。

(2) 県防災情報システム

県からの防災に関する情報の収集及び県への通報

(3) 公共ネットワーク

市内の公共施設と県、国からの防災に関する情報通信網として、公共ネットワークを活用する。

3 アマチュア無線ボランティアの確保

市は、災害発生時におけるアマチュア無線ボランティア活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置する。

第2節 地震に強いまちづくり

第1 防災まちづくりの推進

| |
|------|
| 関係機関 |
| 各課共通 |

1 計画の方針

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉え、震災による被害を最小限にするため、建築物の不燃化を図るとともに、道路・緑地・公園等の延焼遮断帯の確保、木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地・避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進するものとする。

2 市域の現況

本市には防災上危険な木造住宅も存在しており、住宅開発の促進が必要と思われる。

また、道路も交通量に対応した拡幅整備が遅れているため、その整備促進を図ることが今後の課題となっている。

3 防災まちづくり方針の策定

災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、これを市マスタープラン等の都市計画マスター プランへ位置づける。

- (1) 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画
- (2) 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画
- (3) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画
- (4) 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画

上記マスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

4 防災拠点の整備

市は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

5 市街地再開発の推進

市は、木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業等の面的整備事業を推進する。

6 道路の整備

震災時においては、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果、避難路及び緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設及び拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープン・スペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強い街づくりに貢献するところが大きい。このため、災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備及び地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。その際、都市の構造、交通及び防災等

総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

7 避難施設の整備

(1) 避難施設整備計画の作成

市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

(2) 耐震診断の推進

平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施し必要に応じて補強や耐力度調査による改築に努めるものとする。

(3) 避難場所

市は、延焼火災、山崖崩れ、建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

ア 避難場所は、原則として耐震、耐火、鉄筋構造の学校、公民館、体育館等の公共施設とし、公園、広場等を一時集結場所とする。

イ 避難場所は、町丁目単位で検討し、到達距離は1km以内とする。

(4) 広域避難場所の指定

広域避難場所を指定する場合は、次の設置基準に従って整備を行う。

ア 広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2m²以上を確保することを原則とする。

イ 広域避難場所は要避難地区住民のすべての住民を収容できるよう配置するものとする。

ウ 広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。

エ 広域避難場所は、大規模な崖くずれや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。

オ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。

カ 地区分けをする場合においては、町丁単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離は2km以内とする。

(5) 避難路の確保

広域避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定するものとする。さらに、市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の通行に努めるものとする。

ア 避難道路は概ね8m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険施設がないこと。

イ 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。

ウ 避難道路は、相互に交差しないものとすること。

8 緑地の整備

緑地は、火災の延焼防止地として重要な役割を担っており、公共・公益施設や民間事業所での緑化推進を図るとともに、住宅地域においては、植樹等の措置を推進し、延焼の防止を図るものとする。

9 消防水利の整備

消防水利は、人員及び機械と共に消防の3要素の1つであるとともに消防力の基幹である。迅速な初期消火活動を図るためにも、市内に点在するため池や河川の自然水利の効果的活用及び防火水槽、消火栓の不足地域への適切な設置を図るものとする。

第2 建築物の不燃化・耐震化の推進

| |
|------|
| 関係機関 |
| 各課共通 |

1 計画の方針

地震による建築物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化の推進を図る。特に既存建築物の耐震改修、応急対策実施上の重要建築物の耐震性の強化を推進するものとする。

2 建築物の耐震化の推進

(1) 既存建築物の耐震化

市は県や茨城県建築士会の協力を得て、建築士による耐震診断や建築技術者及び建築物所有者等への広報活動、定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等への指導、木造住宅耐震診断士による耐震診断の促進に努め、既存建築物の耐震性の向上を図る。

(2) 応急危険度判定体制の確立

ア 判定士の養成

余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定を行う判定士の養成を推進するものとする。

イ 動員体制の整備

地震災害時に迅速かつ効率的な応急危険度判定活動を行うため、応急危険度判定コーディネーターの養成、判定士の応急危険度判定訓練の実施や、判定士の連絡・動員のための組織体制の整備を図る。

(3) 被災宅地危険度判定体制の充実

ア 判定士の養成

宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を行う被災宅地判定士の養成を推進するものとする。

イ 動員・実施体制の整備

災害発生時に迅速かつ効率的な被災宅地危険度判定を行うため、実施主体と被災宅地判定士との連絡調整等を行う判定調整員の養成や、被災宅地判定士の速やかな動員のための連絡網の強化など、組織体制の整備を図るものとする。

(4) 建築物の落下物対策の推進

ア ガラス、看板等の落下防止

多数の人が通行する道路等に面する建物のガラス及び家庭内のガラス戸棚等の転倒防止等の安全対策の実施を指導するとともに、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行うものとする。

イ ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

(ア) 市は、市民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

(イ) 市は市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。

なお、実態調査は通学路、避難路及び避難所等に重点を置く。

- (ウ) 市は、ブロック塀を設置している市民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。
- (エ) 市は、ブロック塀を新設又は改修しようとする市民に対し、建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める基準の遵守を指導する。

3 建築物の不燃化の推進

(1) 防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集し震災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率が500%以上の商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、該当地域の選定を行ったうえで地元市民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

(2) 屋根不燃化区域の指定

市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造りまたは葺かなければならない区域について、必要に応じ指定の拡大を図る。

(3) 建築物の防火の推進

市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

4 液状化被害予防対策の推進

市は、地盤や地形の特性から生ずる災害の発生を未然に防止するため、市民に対して災害の防止について啓発及び指導を行い、必要な対策を講ずる。地盤の液状化のおそれが予想される地域においては建築物等の被害を未然に防止するため、地盤の液状化に関する知識の普及に努めるとともに、必要な対策を講ずるよう指導するものとする。

5 防災対策拠点施設の耐震性の確保等

災害時において災害対策本部の置かれる市役所、避難所となる学校、また病院、診療所、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、市が策定した耐震改修促進計画に基づき、県が行う耐震化事業に準じ、耐震診断及び耐震補強工事を推進するとともに、地震時の停電に備え、バッテリー、自家発電設備等の整備を推進するものとする。

また、自家発電設備については、環境負荷を低減する観点から、防災対策上支障のない範囲内において、再生可能エネルギーを利用した発電設備の活用に努めるものとする。

不特定多数の者が利用する一定の建築物（以下「特定建築物」という。）の所有者は、耐震診断を

行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

市及び県は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

6 文化財保護

市及び文化財の管理者は、防災施設・設備（収蔵庫、火災報知器、消火栓、貯水槽等）の設備を促進する。

あわせて、文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

第3 土木施設の耐震化の推進

関係機関

各課共通

1 計画の方針

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。従って、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため、施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施するものとする。

2 道路施設の耐震化の推進

(1) 道路施設の耐震性の向上

橋梁部について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。また、落石や崩壊斜面などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

第1次緊急輸送道路については原則4車線で整備する。4車線での整備が困難な第1次緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、停車帯、路肩、歩道等の幅員を広げ、円滑な道路交通の確保に努める。また、第2次緊急輸送道路についても同様の措置を講ずるものとする。

都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進するとともに、防災区画を形成する道路の整備を推進する。

円滑な消防活動の実施やライフラインの安全性の向上のため、広幅員の歩道等を整備するとともに伝染類の地中化を推進する。

3 鉄道施設の耐震化の推進

鉄道事業者は、線路構造物の災害に伴う被害が予想される高架橋・橋梁・盛土・土留・トンネル等の定期的な検査を行い、耐震性及びその他災害による被害防止等のチェックを行い防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、補強・取替え等の事業を推進するものとする。

4 河川、砂防、ため池、ダムの耐震化の推進

(1) 河川、砂防

県は、河川及び砂防施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上性の検討を行い、適切な対応策を実施する。特に、浸水等による2次災害発生が想定される地域における水門、樋管などの河川構造物の改築改良を優先的に行う。

また、テレメーターシステムの更新を図り、水防活動に必要な情報を的確かつ迅速に収集・配信し、出水時には的確かつ迅速に対処できるような体制を確立する。

(2) ため池

市は、受益者の協力のもとにため池に係る諸元等の詳細情報の整備を行い、地震時に緊急点検を要するため池を決定し、耐震事業化を進める。

県は、国庫補助制度を最大限に活用し計画的に実施できるよう支援を行う。

(3) ダム

ダムの耐震設計は、河川管理施設等構造令などに準拠しており、また「ダムの耐震性に関する評価検討委員会」報告においても安全と考えられる。このことから、ダムごとに地震計を設置し、情

報収集の迅速化と正確化を図り、ダム管理のより安全性を期するものとする。

第4 ライフライン施設の耐震化の推進

| 関係機関 |
|-------------------------------|
| 上下水道部 NTT(株) 都市建設部 東京電力(株) |

1 計画の方針

電力、電話、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。したがって、これらの施設について、震災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講ずることはより重要かつ有効である。このため、各施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。

2 電力施設の耐震化（東京電力(株)茨城支店）

(1) 電力施設の現況

ア 変電設備

機器の耐震は、変電設備の重要性、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行っている。建物については、建築基準法による耐震設計を行っている。

イ 送電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については、電気技術基準である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞動は「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

ウ 配電設備

(ア) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中電線路

地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を設計するなど耐震性を配慮した設計とする。

エ 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(2) 耐震化の方針

電気施設は、過去の地震災害の記録を基に、実際に震動波形を与えた実証試験など、各設備ごとに科学的な分析に基づいた耐震設計方針を定め施工を行う。

(3) 事業計画

全体計画及び実施計画は、「電気施設の現況」に順じ実施するよう努める。

3 電話施設の耐震化（東日本電信電話(株)（茨城支店）、(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ（茨城支店））

(1) 電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施している。

ア 地震等に備えて、主要な電気通信設備等について耐震対策及び耐火構造化を行う。

(ア) センターマシンを耐震性のあるビルへ設置

(イ) 機械室設置監視制御用WS、事務室設置システム、端末設備の耐震対策

(ウ) 旧規格管路設備の計画的更改

(エ) 電力設備の予備エンジン始動用水槽、液式蓄電池の耐震対策

(2) 電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合において、通信を確保するため、次により通信網の整備を行っている。

ア 主要な伝送路を多ルート構成あるいはループ構成とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置とする。

ウ 大都市等において、どう道（共同溝を含む。）網を構築する。

エ 通信ケーブルの地中化を推進する。

オ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。

カ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、
2ルート化を推進する。

(3) 電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について災害時における滅失あるいは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を行う。

(4) 災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画表を作成し現行化を行う。

4 水道施設の耐震化

市は、水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。また、県は、上水道施設の耐震化の施設整備を促進する。

(1) 配水池・貯水池の緊急補強又は更新

配水池及び貯水池の施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため緊急に補強又は更新の整備を図る。

(2) 石綿セメント管等老朽管の更新

石綿セメント管等老朽化した管、耐震性に劣る管路について速やかに更新を終えることを目標に整備を図る。

(3) 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め、給水装置及び受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に避難所等の防災上重要な施設について優先する。

(4) 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するため、配水池容量を拡大するとともに、浄水施設や配水池等に緊急遮断弁や非常用発電設備を整備し、また配水区域間を結ぶ緊急連絡管を設置することを検討する

など緊急時に備えた施設整備を図る。

(5) 井戸の調査活用

市内の井戸を調査し、震災時に使用可能な井戸の活用を図る。

5 下水道施設の耐震化

(1) 既存施設の耐震化

市は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

ア 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

イ 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

ウ 耐震化の具体例

(ア) 可とう性・伸縮性を有する継手の採用

(イ) 地盤改良等による液状化対策の実施

(2) 新設施設の耐震化

市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

第5 地盤災害防止対策の推進

関係機関

都市建設部

1 計画の方針

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、市民の生命、財産の保全に努めるものとする。

2 地盤災害危険度の把握

(1) 地盤情報のデータベース化

市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

(2) 地盤情報の公開

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定などに活動していく。

また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや液状化マップ等の防災地図により公開していく。

3 土地利用の適正化の誘導

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

(1) 防災まちづくり方針の策定に基づく安全を重視した土地利用の確保

都市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区については土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

(2) 土砂災害危険箇所の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

危険箇所マップの作成等により土砂災害危険箇所の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図る。

4 斜面崩壊防止対策の推進

地震による土砂災害から、市民の生命財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業を推進する。

また、地震が発生すると地盤の緩みが生じ、その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから、現在、国が制度を創設し、全国的に実施しようとしている「斜面判定士」制度を、県もこの方針に沿い積極的に対応する。

また、ソフト対策として、危険箇所を地域防災計画に掲載するとともに危険区域に標識を設置する等、危険箇所の周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

5 造成地災害防止対策の推進

(1) 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている宅地造成開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて行う。

また、造成後は巡視等により違法開発行為の取締り、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

(2) 災害防止に関する指導基準

ア 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めない。

イ 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

ウ 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行う。

6 地盤沈下防止対策の推進

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

7 液状化防止対策の推進

液状化による被害を軽減するため、県、市及び公共・公益施設の管理者は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。

第6 危険物等施設の安全確保

| |
|------|
| 関係機関 |
| 総務部 |

1 計画の方針

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガス、火薬類、毒劇物及び放射性物質をいう。以下同じ）の取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、消防本部の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保の向上を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

2 石油類等危険物施設の予防対策

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制が示されており、市及び県は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

(2) 大規模タンクの耐震化

市及び県は、一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し常時沈下測定を行い基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。また危険物施設の管理者等は、万一の漏えいに備えた防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導

市及び県は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言または指導を行う。

(4) 危険物取扱者に対する保安教育

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(5) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出

油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の予防対策

(1) 高圧ガス設備等の予防対策

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。これらの対策については、社団法人茨城県高圧ガス保安協会等関係団体との密接な連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

ア 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

イ 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

ウ 事業者間の相互応援体制の整備

地震時に高圧ガスまたは液化石油ガスによる災害が発生した場合はその恐れがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生またはその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間または液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を図る。

エ 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

オ LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

ア 製造所への対策

(ア) 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

イ 火薬庫への対策

(ア) 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

(イ) 定期自主検査の完全実施を指導する。

ウ 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、地震による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の地震が県内で観測された場合は、火薬庫、製造所等の所有者または占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

4 毒劇物取扱施設の予防対策

(1) 県は、毒劇物多量取扱施設に対して以下の指導を行う

ア 登録施設に対する指導

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録が義務づけられている施設に対しては、その登

録申請時等に施設の耐震化等について理解を求めるものとする。また、併せて危害防止規定の整備を指導する。

イ 登録外施設に対する指導

県は、上記登録施設以外の業務上取扱施設に対して、毒物または劇物の取扱量を調査し、特に多量に取扱う施設に対し、防災体制の整備を指導する。

ウ 毒劇物取扱施設の管理者に対する保安教育

県は、毒劇物取扱施設の管理者に対して、取扱作業の保安に関する講習を実施し、管理者の資質の向上に努める。

(2) 毒劇物多量取扱施設における保安体制の自己点検の充実

ア 毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物による危害を防止するため次の事項について危害防止規定を整備する。

(ア) 毒物または劇物関連設備の管理者の選任に関する事項

(イ) 次に掲げる者に係る職務及び組織に関する事項

① 毒物または劇物の製造、貯蔵または取扱いの作業を行う者

② 設備等の点検・保守を行う者

③ 事故時における関係機関への通報を行う者

④ 事故時における応急措置を行う者

(ウ) 次に掲げる毒物または劇物関連設備の点検方法に関する事項

製造設備、配管、貯蔵設備、防液堤、除外設備、緊急移送設備、散水設備、排水設備、非常用電源設備、非常用照明設備、緊急制御設備等

(エ) (ウ)に掲げる毒物または劇物関連設備の整備または補修に関する事項

(オ) 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

(カ) (イ)に掲げる者に関する教育訓練に関する事項

イ 防災訓練の実施

上記(オ)に掲げる事項が適切かつ迅速に行えるよう定期的に防災訓練を実施する。

(3) 毒劇物多量取扱施設における耐震化の推進

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物関連の製造設備、配管及びタンク等貯蔵設備の耐震化について検討し、計画的に整備する。

第3節 地震被害軽減への備え

第1 緊急輸送への備え

| |
|--------------|
| 関係機関 |
| 総務部 都市建設部 |

1 計画の方針

地震発生後の消防、人命救助、応急復旧及び救援物資等の輸送等の効果的な実施を図るため、あらかじめ緊急輸送道路の指定及び整備並びに緊急通行車両等の調達体制の整備の推進を図るものとする。

2 緊急輸送道路の指定・整備の要請

本市においては、国道50号と355号が第一次緊急輸送道路として県に指定されている。また、主要地方道笠間緒川線が第二次緊急輸送道路として指定されている。

市は、緊急輸送道路に指定された施設の管理者に当該緊急道路の耐震強化の推進とその整備を要請するものとする。

3 臨時ヘリポートの確保

市は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートが災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び市民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講ずるものとする。

4 緊急通行車両の調達体制の整備

市は、平常時より市有車両の定期点検等を実施し、現況を把握するとともに、必要に応じて関係団体との協定締結の検討を図り、緊急通行車両の調達体制の整備に努めるものとする。

5 啓開用資機材、車両の調達体制の整備

県は、啓開作業に必要な資機材及び車両等の調達について関係団体に協力を要請し、資機材、車両の種類及び数量について常時確保できる協力体制を整備する。

6 交通安全施設及び資機材の整備

県は、交通規制が実効あるものとするため、交通情報板、監視テレビカメラ、信号機電源付加装置等の交通安全施設及び資機材の整備に努める。

第2 消防活動、救助・救急活動への備え

| |
|-------------|
| 関係機関 |
| 総務部 消防本部 |

1 計画の方針

地震の二次災害である火災及び死傷者を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備、救急対応力の強化を図る。また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出能力の向上を図るものとする。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編2第1章第10節「火災予防計画」の定めによるものである。

2 出火予防

(1) 一般火気器具からの出火の予防

ア コンロ、ストーブ等からの出火の予防

市及び県は、市民に対し、地震を感じたら身体の安全を図るとともにすばやく火を消すこと、対震自動消火装置を設置すること、定期的な点検、火気周辺に可燃物を置かないことなどを普及啓発する。

イ 電気器具からの出火の予防

市及び県は、市民に対し、地震を感じたら安全が確認できるまで、電気器具のプラグを抜き、特に避難する場合などはブレーカを落とすことなどを普及啓発する。

(2) 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等は、地震による容器の破損が生じないよう、管理を適切かつ厳重に行う。また、市はその旨を周知、指導する。

3 消防力の強化

(1) 消防水利の確保

市は、消防水槽の耐震化を推進するとともに、河川、ため池、プール等の消防水利の効果的な利用方法について、あらかじめ検討しておくとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努めるものとする。

(2) 消防車両・資機材の充実

市は、通常の消防力の強化に加え、震災時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。

また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

(3) 消防団の育成・強化

市は、震災時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、震災時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

(4) 広域応援体制の整備

ア 広域消防応援協定

大規模震災時に消防本部は広域消防応援協定に基づき、相互に応援活動をするものとする。

また、複数の消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図

る。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておくものとする。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておくものとする。

イ 緊急消防援助隊の要請

市の消防力では対応できない大災害が発生した場合には、県に緊急消防援助隊の派遣を要請するものとする。

ウ 防災ヘリコプター等の効果的な運用

地震後の消防活動需要に適切に対応するため、全国航空消防防災協議会により、防災ヘリコプター等の効果的な運用を目的とした調査研究を推進する。

(5) 消防本部の広域再編の推進

県は、大規模災害時の対応を迅速かつ効率よく実施するため、県下の消防体制の見直しを行い、あらゆる災害に対応しえる能力のある消防本部の形成に努める。

(6) 署所の適正配置

市は、消防本部の署所の配置について、地理的にバランスのとれた、かつ効率的な適正配置を図る。

4 救助力の強化

(1) 救助活動体制の強化

市は、災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

(2) 救助隊員に対する教育訓練の実施

市は、大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

(3) 消防団の育成・強化

前項(3)に準ずる。

(4) 広域応援体制の整備

前項(4)に準ずる。

5 救急力の強化

(1) 救急活動体制の強化

市は、大規模な震災によって大量に発生することが予想される傷病者に対し迅速・的確な応急処置を実施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

ア 救急救命士の計画的な養成

イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進

ウ 救急隊員の専任化の促進

エ 救急教育の早急かつ計画的な実施

オ 消防本部管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）

カ 住民に対する応急手当の普及啓発

(2) 防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

市は、大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備、関係機

関と連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

(3) 集団救急事故対策

市は、集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

6 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

(1) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、震災時における初期消火の実効性を高めるために、消火器、消火バケツ等を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。

(2) 救出・応急手当能力の向上

ア 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、倒壊家屋等からの負傷者救出などに役立つ、ジャッキ、バール、鋸、角材、鉄パイプ等の救出資機材を備蓄や、市内の建築業者等からの調達を推進する。また、市及び県は、こうした地域の取組みを支援する。

イ 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は市民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

第3 医療救護活動への備え

| |
|---------------|
| 関係機関 |
| 保健衛生部 市立病院 |

1 計画の方針

地震災害においては、広域あるいは局地的に多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より市及び医療機関等は、医療救護活動への備えを図るものとする。

2 医療救護施設の耐震性の確保

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる笠間市立病院、各保健センター等の医療救護施設について計画的に耐震診断を行い、必要に応じ、耐震・免震改修を推進する。

また、災害時に医療救護を担う災害拠点病院等の施設においても、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震・免震改修に努めるものとし、国、県及び市はこれを促進する。

3 ライフライン施設の代替設備の整備

(1) 自家発電装置の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合でも、診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備を図るものとする。県は、病院における自家発電装置の整備及び対して燃料補助タンクの増設を促進する。

(2) 災害用井戸等の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）の耐震性の強化等により、貯水されている水の漏洩防止対策を図るとともに、容量拡充を図るものとする。県は、病院に対して、災害用井戸の整備あるいは受水槽の耐震化等を促進する。

4 医薬品等の確保

(1) 医療用医薬品の確保

県は、茨城県医薬品卸業組合との委託契約の締結により、想定される負傷者や被災者に当面必要な医療用医薬品等を流通備蓄により確保するとともに、緊急時における医薬品供給のための連絡体制について医療機関等への周知を図り、震災時における救急医療への対応に備える。

市及び医療救護施設においては、定期的に医薬品の整備、点検等を行い、不足するものについては適宜補充する。また、市は、あらかじめ関係業者との協力体制を確立し、災害時に備えるものとする。

また、備蓄品目については、医療の実情に合うものとするため、定期的な見直しを行う必要がある。

(2) 輸血用血液製剤の確保

県及び茨城県赤十字血液センターは、震災時における医療機関からの緊急な要請に対応できるよう輸血用血液製剤の確保に努めるとともに、連絡、協力体制を図っておくものとする。

なお、県及び赤十字血液センターは、医療機関に対し、隨時、輸血用血液製剤の供給可能量について情報提供を行うとともに、状況に応じて、救急医療における輸血を優先し、輸血用血液製剤の

適正使用について依頼する。

5 医療機関間情報網の整備

(1) 広域災害医療情報ネットワークの充実

県は、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等を活用し、平常時における応需状況のほか、災害時には県域を越えて広域的に医療機関の稼動状況、医師・看護師等医療スタッフの状況、ライフラインの確保および医薬品の備蓄状況等災害医療に係わる情報の収集、提供を行う。

病院は、電力・通信が寸断された場合でも、ＥＭＩＳが入力出来るよう、データ通信が可能な通信機器（衛星電話等）の整備促進に努める。

(2) 県防災情報システムの整備

県は、災害など非常時の通信の確保を目的として、茨城県救急医療情報コントロールセンター及び救命救急センターをはじめとする災害医療の拠点となる病院に対し、情報の収集、伝達、指示、命令等が迅速かつ的確に行える防災行政無線の整備に努める。

(3) 医療機関間連絡網の整備

県は、災害時に各病院間で連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するとともに、関係者による災害医療保健対策会議を隨時開催するなどにより災害時における連携強化を図る。

また、病院は、衛星携帯電話の設置等非常時の通信手段の整備に努める。

6 医療関係者に対する訓練等の実施

(1) 病院防災マニュアルの作成

病院防災にあたっては、災害により病院が陥る様々な場合分けに応じて、適切な対応が行われる必要がある。

病院は、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受け入れる場合の対応策、食糧・水・物資・燃料等の備蓄及び確保等について留意した病院防災マニュアルを作成するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（ＢＣＰ）の策定に努める。

なお、この内容について定期的に検証し、必要に応じて見直しを図る。

(2) 防災訓練の実施

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要であることから、病院は、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

防災訓練の実施にあたっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努めるものとする。

(3) トリアージ技術の教育研修

国及び県は、災害時の医療関係者役割、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修を推進する。

(4) ＤＭＡＴの研修

国及び県は、ＤＭＡＴが災害発生時に迅速な派遣が可能となるよう、医師、看護師等に対する教育研修や養成研修を推進するものとする。

7 医療関係団体との協力体制の強化

県及び市は、災害時における医師や看護師等の派遣をはじめとした医療救護活動について、医療関係団体との協定の締結を進めることにより協力体制の強化を図る。

医療関係団体は、県・市が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

第4 被災者支援のための備え

関係機関

総務部 産業経済部
市民生活部 教育委員会

1 計画の方針

発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食糧、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食糧、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。

さらに、県内全域が被災するような大規模な災害が発生した場合には、近隣市町村やその他関係機関と連携が機能しないという認識に立って他の都道府県や遠方の市町村等との広域連携体制を整備しておく必要がある。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編2第2章第12節「食糧供給計画」及び同第13節「衣料・生活必需品等供給計画」、同第14節「給水計画」の定めによるものとする。

2 避難所の整備

(1) 避難所の指定

市は、市に関する地震被害想定の結果に基づき、被災者のうち居住場所を確保できなくなつた者に対する収容保護を目的として避難所を指定するとともに、効率的な運営を行うための避難所運営マニュアルの整備に努めるものとする。

避難所の設置場所は、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、公民館、体育館等の公共施設とする。また、県有施設の活用や、県の「災害時支援協定」に基づきゴルフ場の活用や民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

(2) 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年以前に建築された建物については、耐震診断した結果に基づき、必要に応じて補強や改築に努めるものとする。

なお、大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。

(3) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。主なものは次に示す通りである。

ア 食糧、飲料水

イ 生活必需品

ウ ラジオ・テレビ

エ 通信機材（衛星携帯電話、特設公衆電話、防災行政無線を含む）

- オ 放送設備
- カ 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む）
- キ 炊き出しに必要な機材及び燃料
- ク 給水用機材
- ケ 救護所及び医療資機材（常備薬含む）
- コ 物資の集積場所（備蓄倉庫等）
- サ 仮設の小屋またはテント、仮設のトイレ
- シ 工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障害者等の災害時要援護者や専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていくものとする。

3 食糧・生活必需品等の備蓄体制の整備

(1) 食糧の備蓄体制の整備

市は、想定されるり災人口の概ね3日分を目標として食糧等の備蓄に努めるものとする。その際、市庁舎や公民館のほか、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。

備蓄の確保にあたっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。

また、市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障害者等の災害時要援護者への配慮、アレルギー対策等を考慮することとする。

(2) 生活必需品等の備蓄体制の整備

市は、想定される被災人口を目標として、避難所生活等において必要不可欠な毛布等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設等を備蓄場所として整備に努めるものとする。また、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者等の災害時要援護者へも配慮するものとする。

さらに、避難所生活等において必要となる各種の生活必需品について、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する契約及び協定の締結の検討等に努めるものとする。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

(3) 市民及び地域、事業所等の備蓄

市民及び地域では、災害時におけるライフラインの寸断や食糧等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、食料・生活必需品等、必要な物資を概ね3日分備蓄するとともに災害時に非常持出ができるよう努めるものとする。

また、事業所等においては、災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内

に留めておくことができるよう、食料等必要な物資を概ね3日分備蓄するよう努めるものとする。

4 応急給水・応急復旧体制の整備

(1) 行動指針の作成

市が水道事業者として、応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。

なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直すものとする。

ア 緊急時の指揮命令系統、給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。）、指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。

イ 外部の支援者に期待する役割とその受け入れ体制を定めること。

(ア) 集結場所、駐車場所、居留場所

(イ) 職員と支援者の役割分担と連絡手段

ウ 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。

(ア) 緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底

(イ) 地震規模に応じた断水時期の目処

(ウ) 住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法

エ 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。

(ア) 指揮命令系統の整った支援班の編成

(イ) 自らの食事、宿泊用具、工事用資材の携行

(2) 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

市は、地震により水道施設が損壊し、供給が不能となった場合、施設の早期復旧を図るとともに、速やかに応急給水活動が行えるよう、応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備に努めるものとする。また、避難所等に耐震性貯水槽の設置の推進を図るものとする。

品目

ア 給水タンク車

イ 給水タンク

ウ 净水器

エ ポリ容器

オ ポリ袋等

(3) 検査体制の整備

市は、井戸水等を飲用しなければならない場合に、飲用の適否を調べるため、事前及び災害時に水質検査が行える体制を整備しておくものとする。

第5 災害時要援護者安全確保のための備え

| |
|-------|
| 関係機関 |
| 総務部 |
| 福祉部 |
| 保健衛生部 |

1 計画の方針

市及び社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、地震災害から災害時要援護者（高齢者、乳幼児、心身障害者、外国人）を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難施設の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等災害時要援護者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

2 社会福祉施設等の安全体制の確保

(1) 防災組織体制の整備

施設等管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導体制等の整備を図るとともに、地震防災応急計画を作成する。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度等）について整理・保管する。市は、社会福祉施設等における防災組織体制の整備を促進し、また地震防災応急計画作成についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全確保を図る。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

施設等管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段等の整備を図るとともに、他の社会福祉施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、社会福祉施設及び福祉関係団体と災害時要援護者の支援に係る協定の締結等を進めることにより、協力体制の強化を図るとともに、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等の連携の確保について必要な援助を行う。

(3) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設等管理者は、震災時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとする。市は、これを促進するとともに、災害時要援護者の避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入所者等の安全確保を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震補強工事を行う。

(4) 防災資機材の整備、食料等の備蓄

施設等管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。また、市は、災害時要援護者の避難所ともなる社会福祉施設等に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設管理者は、施設の職員や入所者が、災害に対する基礎的な知識や災害時によるべき行動等について理解を得られるよう、定期的に防災教育を実施する。また、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力の実態等に応じ、夜間訓練を含めた防災訓練を定期的に実施するとともに、地域住民の参加した訓練を推進するものとする。市は、施設等管理者に対し、防災知識及び意識の普

及、啓発を図るとともに、防災関係機関、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア団体等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

3 在宅災害時要援護者の救護体制の確保

(1) 災害時要援護者の状況把握

市は、在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により把握した災害時要援護者名簿及び災害時要援護者避難支援プラン個別計画（災害時要援護者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の整理・保管等を行うことにより、災害時要援護者の所在や介護体制の有無等を把握する。

また、民生委員、消防団、警察、保健所等関係機関との連携を図り、個人情報の取り扱いに十分留意しつつ災害時要援護者に係る情報の共有化を図る。

(2) 緊急通報システムの活用

県及び市は、震災における迅速かつ適切な情報提供を行うため、聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して、ファクシミリなど通信装置の給付や障害者団体との連携により情報伝達体制の確立を図る。

特に、市は、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに、情報伝達体制の整備を図る。

また、市は、独り暮らしの高齢者に対しペンダント型の緊急通報装置の給付を実施し、震災時等において的確かつ迅速な救出活動が実施できる体制をとっているが、今後一層の整備充実に努める。

(3) 相互協力体制の整備

県及び市は、民生委員を中心として、災害時要援護者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員）、災害時要援護者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチーム組織などとの連携により、災害時要援護者安全確保に係る相互協力体制を整備する。

特に、市は、災害時要援護者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、災害時要援護者避難支援プラン（全体計画及び個別計画）を策定するとともに、関係機関への災害時要援護者名簿等の情報の共有化に努めるものとする。

4 外国人に対する防災対策の充実

(1) 外国人の所在の把握

市は、災害における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように日常時ににおける外国人の人数や所在の把握に努める。

(2) 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

(3) 防災知識の普及・啓発

市は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、防災知識の普及・啓発に努める。

(4) 災害時マニュアルの携行促進

県及び市は、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型などを記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

(5) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人にやさしいまちづくりの推進

市は、避難所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

イ 外国人への行政情報の提供

県及び市は、生活情報や防災情報などの日常生活に関わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供を行うものとする。

また、外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスが受けられるように、県及び市は外国人相談窓口の充実を図るものとする。

ウ 外国人と日本人とのネットワークの形成

県及び市は、外国人も日本の地域にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催などさまざまな交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

エ 語学ボランティアの確保

県及び市は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

また、県国際交流協会は、災害発生における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため、「受入れ窓口」としての機能を備えておくものとする。

第6 燃料不足への備え<新規>

関係機関

市長公室
総務部

1 計画の方針

災害の発生に伴い、市への燃料供給が滞る事態が発生した場合に備え、県石油業協同組合笠間支部等と連携し、災害応急対策車両の優先・専用給油所や優先的に燃料を供給すべき施設及び車両を予め指定しておくなど、燃料の優先供給体制を整備し、市民の生命の維持及びライフラインの迅速な復旧等を図る。

2 燃料の調達、供給体制の整備

県は、災害発生時に応急対策の実施及び県民生活の維持に必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、予め、県石油業協同組合と協定を締結する。

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、予め、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておくものとする。

3 重要施設・災害応急対策車両等の指定

(1) 重要施設の指定

県及び市は、別に定める基準に基づき災害発時においても、その機能を維持する必要のある重要施設を予め指定しておくものとする。

(2) 災害応急対策車両の指定

県及び市は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、予め指定しておくものとし、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカー等表示物を作成し備えておくものとする。

(3) 重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務

重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、施設の規模等を考慮して、電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行うものとする。

災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

4 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

県及び市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所を予め指定しておくとともに、災害対応力の強化に努めるものとする。

県及び市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、県及び市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないよう周知を図る。

5 平常時の心構え

県及び市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料

管理などの普及啓発を行うものとする。

また、日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努めるものとする。

第4節 防災教育・訓練

第1 防災教育

風水害等対策計画編2第1章第11節「防災知識の普及計画」を準用する。

第2 防災訓練

| |
|------|
| 関係機関 |
| 各課共通 |

1 計画の方針

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要であり、関係機関相互の連携のもと災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施するものである。

なお、この計画に定めのない事項は、風水害等対策計画編2第1章第12節「防災訓練計画」の定めによるものである。

2 総合防災訓練

(1) 訓練種目

- ア 災害対策本部設置、運営
- イ 交通規制及び交通整理
- ウ 避難準備及び避難誘導、避難所の設置・運営
- エ 救出・救助、救護・応急医療
- オ ライフライン復旧
- カ 各種火災消火
- キ 道路復旧、障害物排除
- ク 緊急物資輸送
- ケ 無線による被害情報収集伝達
- コ 災害時要援護者の支援（避難所への避難等）
- サ 応急給水活動

(2) 訓練参加機関

県内の市町村、防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ、市及び県等が主催して実施する。

その他、自主防災組織、ボランティア組織、事業所、災害時要援護者を含めた一般住民の参加も広く呼びかけるとともに、応援の派遣、受入を中心とした他市町村との合同の訓練も含め実施する。

3 個別訓練

(1) 避難訓練

地震時における避難勧告及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり警察、消防及びその他の関係機関の参加のもと、自主防災組織及び市民の協力を得て、避難訓練を毎年1回以上実施するよう努めるものとする。特に、市は学校と連携し、児童・生徒を含めた避難訓練の実施、地域住民の参加により学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努めるものとする。

また、幼稚園、保育園、小中学校、病院及び社会福祉施設等において災害時に幼児、児童、生徒、傷病者、身体障害者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

(2) 非常参集訓練

市及び各防災関係機関は、災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(3) 通信訓練

市は、地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するように努め、大規模な震災が発生した際は、電話の不通等により、通信連絡網の混乱が予想されるので、通信機能の充実強化を促進するため、市内のアマチュア無線通信の利用を図り、被害状況の収集及び情報伝達訓練への取り入れを検討する。

4 災害時要援護者の参加

災害時の災害時要援護者の安全を確保するため、災害時要援護者の訓練への参加を積極的に推進する。特に、自主防災組織による災害時要援護者の把握を前提とした避難等の訓練を行う。

5 事業所、自主防災組織及び市民等の訓練

(1) 自主防災組織等による訓練の実施

自主防災組織や事業所等は、初期消火、初期救出の重要性の認識の上に、非常時に有効な実践的訓練の推進を図る。訓練の際は、防災関係に従事する市職員及び消防職員を派遣し、指導にあたるものとする。

(2) 事業所における訓練

学校、病院、工場、事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的に実施するものとする。また、地域の一員として市などの行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策活動により、地域に貢献するよう努めるものとする。

(3) 市民の訓練

市民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、市及び県をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、市民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

| 非常時に有効な訓練例 |
|--------------------------|
| (1) 消火器、消火栓、可搬ポンプの取り扱い訓練 |
| (2) 倒壊家屋等からの救出訓練 |
| (3) 負傷者の手当及び救命訓練 |
| (4) 飲料水の確保訓練（浄水器の使用） |
| (5) 炊き出し訓練 |

第3 災害に関する調査研究

| |
|------|
| 関係機関 |
| 各課共通 |

1 計画の方針

地震による災害は、建物の倒壊や火災の延焼、ライフライン施設の破壊等災害事象が広範でかつ複雑である。このため、地震及び地震防災に関する調査研究機関との連携を図りながら、地域の自然特性、社会特性等を正確に把握し、震災対策を総合的、効果的に推進していくものとする。

2 基礎的調査研究

市内の自然条件並びに社会条件の把握は、震災に関する調査研究の基礎となるものであり、ハード、ソフト両面で地域別のデータを調査、収集し、データベース化して、情報の利用を図る。

また、地震及び地震防災に関する観測、調査、研究を実施している官民の各研究機関との連携、観測データ化及び研究成果の流通並びに情報の一元化を行い、総合的な観点から調査研究が行える体制を強化する。

(1) 自然条件

ア 地盤及び地質

ボーリング柱状図、表層地質図等

イ 活断層の状況（活断層の分布、活断層の動態等）

活断層の分布及び活動状況等

ウ 地震観測

気象庁等防災関係機関の設置している地震観測機器のネットワーク化を図る。

(2) 社会条件

ア ハード面

(ア) 建築物の用途、規模、構造等の現況

(イ) 道路、橋梁、ライフライン施設等公共土木施設の現況

(ウ) ガソリンスタンド等危険物施設の現況

(エ) 耐震性貯水槽等消防水利の現況等

イ ソフト面

(ア) 昼夜間人口、災害時要援護者等の人口分布

(イ) 市民の防災意識等

(3) 震災事例

国内外において発生した地震の被害及びその後の社会的混乱、復旧・復興対策等過去の震災事例に対する調査研究を行い、対策立案に資する。

3 防災アセスメントの実施

震災対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策、市民の普及啓発のための資料として、市内の危険度評価等を行う防災アセスメントは効果的であり、県、市、防災関係機関で協力し、実施していくものとする。

その実施は、基礎的調査研究の成果等を十分に活用し行うものとする。

4 震災対策に関する調査研究

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震災害の実例から明らかである。したがって過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限ににくいとめる方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。

震災対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。

- ① 災害に強いまちづくりのための調査研究
- ② 地震被害軽減のための調査研究
- ③ 防災教育・訓練のための調査研究
- ④ 応援・派遣に関する調査研究
- ⑤ 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- ⑥ 被災者生活救援のための調査研究
- ⑦ 応急復旧・事後処理のための調査研究
- ⑧ 震災復興のための調査研究

